

# 事務局通信

(TEL 03-6450-1850)

2025 年 8 月 26 日

## 2025 年 8 月度業務執行理事会(2025.8.23)概要

### 1. 国民スポーツ大会公開競技団体戦規程を制定(競技本部)

2028 年長野国民スポーツ大会からダンススポーツが公開競技として実施されることになったことに伴い、各都道府県連盟が、今後どのような準備をすればよいか判断できるようにするために、団体戦規程を制定しました。

正式競技になった際には、

- ・住民票に基づく居住地
- ・勤務地
- ・ふるさと選手制度を利用した登録地(変更不可):成年のみのいずれかの都道府県からしか出場できない。

などといった制約がありますが、

公開競技では、当面所属都道府県をベースとし柔軟に対応していきますが、いわゆる所属都道府県が異なる遠距離カップルについては制限することで、正式競技に備えていきます。

【別紙1】 国民スポーツ大会公開競技団体戦規程

【別紙2】 国民スポーツ大会ふるさと選手制度 (日本スポーツ協会規程)

### 2. 競技規則での審判員減員に関する規定改定(競技本部)

審判員旅費負担金の逆ザヤ問題解消を目的として、審判員減員に関する条文を追記しました。

具体的には、

JDSF 競技規則第 28 条第 1 項にただし書きを追記しました。

第28条 公認級別競技会の審判員の数は、原則として次のとおりとする。

1 一般級別戦のA級は7名以上、B～D級及びノービスは5名以上、1～3級は3名以上とする。

ただし地域事情を考慮し、A級戦5名審判を認めることがある。

> 目安として普及区分を除き実績 150 エントリー以下の競技会の A 級戦は 5 名審判を推奨する  
第 2 項、第 3 項は省略

## 国民スポーツ大会 公開競技 団体戦規程

## 第1条（目的）

1. 本規程は、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という）におけるダンススポーツ競技種目の正式採用を目指し、公開競技として実施する団体戦に関する事項を定める。

## 第2条（団体戦の構成および選手資格）

1. 団体戦は、都道府県加盟団体を単位とし、その所属会員で構成する（構成の詳細は第4条による）。
2. 委員会の判断により、1 加盟団体につき最大3 チームまで出場を認める。この場合、各チームは独立した団体として取り扱う。
3. 当面は、複数の都道府県連盟による合同チーム、または国スポブロック別合同チームの編成を認める。
4. 正式競技では日本国籍およびNF 選手登録を必須とするが、公開競技においてはこれを問わない。

## 第3条（出身地からの出場）

1. 選手は第2条に定める所属要件のほか、在住地、勤務先所在地、在学校所在地、または出生地の都道府県連盟から出場することができる。ただし、該当する都道府県連盟の推薦を必要とする。

## 第4条（団体戦競技の構成）

1. 団体戦は以下の3 部門で行い、それぞれ成年の部および少年の部に区分する。

| スタンダード部門 |                                                                                                                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ワルツ（1組）</li><li>・タンゴ（1組）</li><li>・スローフォックストロット（1組）</li><li>・クイックステップ（1組）</li><li>・スタンダード5種目総合（1組）</li></ul> ※組相手は少年も可、性別制限なし。 |
| 少年       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ソロ競技 リーダーステップ：ワルツ（1名）、クイックステップ（1名）</li><li>・ソロ競技 パートナーステップ：ワルツ（1名）、クイックステップ（1名）</li><li>・カップル競技：WVQの3種目総合（1組）</li></ul>       |
| ラテン部門    |                                                                                                                                                                      |
| 成年       | <ul style="list-style-type: none"><li>・サンバ（1組）</li><li>・チャチャチャ（1組）</li><li>・ルンバ（1組）</li><li>・パソドブレ（1組）</li><li>・ラテン5種目総合（1組）</li></ul> ※組相手は少年も可、性別制限なし。             |
| 少年       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ソロ競技 リーダーステップ：サンバ（1名）、チャチャチャ（1名）</li><li>・ソロ競技 パートナーステップ：サンバ（1名）、チャチャチャ（1名）</li><li>・カップル競技：SCJの3種目総合（1組）</li></ul>           |
| ブレイキン部門  |                                                                                                                                                                      |
| 成年       | <ul style="list-style-type: none"><li>・男子バトル（2名）、・女子バトル（2名）</li><li>・MIXバトル（2名）：上記4名の中で構成</li></ul>                                                                  |
| 少年       | <ul style="list-style-type: none"><li>・男子バトル（2名）、・女子バトル（2名）</li><li>・MIXバトル（2名）：上記4名の中で構成</li></ul>                                                                  |

## 2. 年齢区分

成年：開催年の18年前4月1日以前生まれ

少年：開催年の18年前4月2日～14年前4月1日までに生まれた者（高3～中3）

## 第5条（選手選出方法）

1. 加盟団体は区分ごとに予選を実施し、代表選手を選出する。
2. 直近の都道府県主催競技会の成績、または加盟団体の推薦により選出することもできる。

## 第6条（競技方法）

1. 競技は個人またはカップル単位で行い、各競技区分の成績を集計する。
2. 得点配分：各部門とも1位80点、2位75点、3位70点
  - ・スタンダード・ラテン部門：4位65点 以下5点刻み減点。準決勝30点。
  - ・ブレイキン部門：準決勝70点（3位決定戦なしの場合）、ベスト8は60点

## 第7条（団体成績の算出方法）

1. 第6条の得点合計をもって団体成績とする。

## 第8条（成績および表彰）

1. 各部門の成績による表彰
2. 部門総合成績による団体戦総合表彰

## 第9条（内閣総理大臣賞の授与）【仮】

1. 団体戦総合優勝団体に内閣総理大臣賞を授与する。

## 第10条（参加費および旅費）

1. 費用は加盟団体が負担する。
2. 選手個人への費用負担は加盟団体の判断による。

## 第11条（付帯事項）

1. 本規程に定めのない事項は実行委員会が決定する。

## 第12条（規程の改廃）

1. 改廃は業務執行理事会の承認を得て競技部が行う。

## 参考：フルエントリー人数

- ・成年：最大20人（10組／S5・L5）、最少8人（4組／S2・L2）
- ・少年：最大12人（ソロ8・総合4）、最少4人（ソロ4）
- ・ブレイキン：8人（男女各4）

## 国民スポーツ大会ふるさと選手制度

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。

なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
8. 本制度の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

### 附則

本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。

本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。

本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）か

ら施行する。

本制度は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、施行する。

本制度は、令和 2 年 3 月 12 日に改定し、第 76 回大会より施行する。

（注）第 75 回大会までは、改定前の規定を適用する

本制度は、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、施行する。

本制度は、令和 6 年 6 月 4 日に改定し、施行する。